

ダイワ日本国債ファンド（毎月分配型）

追加型投信／国内／債券

ファンドの特色



- 主としてマザーファンド（ダイワ日本国債マザーファンド）の受益証券を通じて、わが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- マザーファンドにおいて、わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。また、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 毎月1回、10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
 [分配方針] ◆分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
 ◆原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、上記にかかわらず今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮したうえで分配を付加することがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金実績（1万円当たり税引き前）

下記分配金実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の分配を示唆するものでも保証するものでもありません。

決算期 (決算日)	第1期 (06.8.10)	第2期 (06.9.11)	第3期 (06.10.10)	第4期 (06.11.10)	第5期 (06.12.11)	第6期 (07.1.10)	第7期 (07.2.13)	第8期 (07.3.12)	第9期 (07.4.10)	第10期 (07.5.10)	第11期 (07.6.11)	第12期 (07.7.10)
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	5円	5円
基準価額 (分配後)	9,962円	10,143円	10,108円	10,128円	10,169円	10,109円	10,136円	10,218円	10,187円	10,197円	10,062円	10,030円
決算期 (決算日)	第13期 (07.8.10)	第14期 (07.9.10)	第15期 (07.10.10)	第16期 (07.11.12)	第17期 (07.12.10)	第18期 (08.1.10)	第19期 (08.2.12)	第20期 (08.3.10)	第21期 (08.4.10)	第22期 (08.5.12)	第23期 (08.6.10)	第24期 (08.7.10)
分配金	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	5円	20円	20円	20円
基準価額 (分配後)	10,201円	10,334円	10,211円	10,349円	10,338円	10,428円	10,452円	10,526円	10,522円	10,318円	10,161円	10,323円
決算期 (決算日)	第25期 (08.8.11)	第26期 (08.9.10)	第27期 (08.10.10)	第28期 (08.11.10)	第29期 (08.12.10)	第30期 (09.1.13)	第31期 (09.2.10)	第32期 (09.3.10)	第33期 (09.4.10)	第34期 (09.5.11)	第35期 (09.6.10)	第36期 (09.7.10)
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
基準価額 (分配後)	10,400円	10,371円	10,324円	10,345円	10,384円	10,514円	10,448円	10,443円	10,332円	10,333円	10,274円	10,420円
決算期 (決算日)	第37期 (09.8.10)	第38期 (09.9.10)	第39期 (09.10.13)	第40期 (09.11.10)	第41期 (09.12.10)	第42期 (10.1.12)	第43期 (10.2.10)	第44期 (10.3.10)	第45期 (10.4.12)	第46期 (10.5.10)	第47期 (10.6.10)	第48期 (10.7.12)
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円
基準価額 (分配後)	10,316円	10,405	10,401円	10,288円	10,423円	10,354円	10,355円	10,375円	10,315円	10,367円	10,434円	10,472円
決算期 (決算日)	第49期 (10.8.10)	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
分配金	20円											
基準価額 (分配後)	10,521円											

◆お申込に際してのご注意◆

下記の点をご理解いただき、投資のご判断は必ず目論見書をご確認の上、お客様ご自身でなさいますようお願い申し上げます。

- ★当ファンドは、実質的に公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ★投資信託は、預金、金融債、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ★投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ★投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。



お申込メモ（詳しくは投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。）

お申込単位	1万口以上、1万口単位。
お申込価額	お買付申込受付日の基準価額です。お申込受付時間は、午後3時迄です。
換金価額	換金のお申込日の基準価額となります。 換金のお申込受付時間は、午後3時迄です。 換金のお支払は、原則として換金の受付日から起算して4営業日目以降となります。
信託期間	無期限
決算および 収益分配	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額水準・市況動向等を勘案して分配金額を決定します。また、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わないことがあります。
課税関係	当ファンドは課税上は「株式投資信託」として取り扱われます。原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 *税法が改正された場合等には、上記内容が変更となる場合があります。

手数料等（詳しくは投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。）

時 期	費 用	内 容
購入時	お申込手数料	お申込金額に以下に定める手数料率を乗じて得た額 5,000万口以上 0.2625%（税抜0.25%） 5,000万口未満 0.5250%（税抜0.50%）
換金時	信託財産留保額	ありません。
保有期間中	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率0.735%（税抜0.7%）以内
	その他の費用	監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等をご負担いただきます。 ※上記の「その他費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。詳しくは投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。

ファンドのリスク（詳しくは投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。）

価額変動のリスクなど

<価格変動リスク>

当ファンドは、公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受託者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の変動要因については、次のとおりです。

①公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

②その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<換金性が制限される場合>

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みを受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

社名の概要 商号等： 極東証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第65号
 加入協会： 日本証券業協会